

第 26 回

新 城 市 農 業 委 員 会 会 議 録

新 城 市 農 業 委 員 会

第 26 回 新 城 市 農 業 委 員 会 会 議 録

令和7年11月25日(火)午後2時00分 新城市役所 4階会議室4-2・4-3

1 出席委員は次のとおりである。

議席1番	河 合 勝 正	議席2番	西 郷 耕 一	議席3番	欠	員
議席4番	原 田 裕 子	議席5番	武 川 喜 久	議席6番	生 田 智 美	
議席7番	片 桐 彦 一	議席8番	竹 川 正 文	議席9番	欠	席
議席10番	森 野 哲 明	議席11番	欠	席	議席12番	小 山 嘉 之

1 本会の事務局出席者は、次のとおりである。

事 務 局 長 松 山 元 晃

書 記 近 藤 由 幸 美 澤 藍 小 出 千 恵 子 松 井 亜 詠

加 藤 良 一 豊 田 比 呂 子

午後2時00分 開会

議長 ただいまの出席委員は11人中9名です。定足数に達しております。第26回新城市農業委員会を開会します。
日程第1の会議録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。
(異議なし)

議長 異議ないものと認め指名いたします。
8番委員、10番委員 お願いします。

議長 次に、日程第2の議案の審議を行います。

議長 はじめに、第124号議案の農地法第3条の規定による許可申請書に対する許可の決定について上程します。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、第124号議案について説明いたします。議案書2ページをご覧ください。所有権移転14件です。お手元の「農地法第3条許可の基準」に沿って説明させていただきます。それでは、3ページをご覧ください。

申請番号1番

譲受人の新規就農のため、売買により所有権移転するものです。

農業従事者は、本人がおり、農作業歴は家庭菜園の経験があることから5年、年間従事予定日数は150日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から徒歩で1分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は1,080.00㎡です。権利取得後は、里芋・アスパラガス・梅の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

申請番号2番

譲渡人の経営規模拡大のため、売買により所有権移転するものです。

農業従事者は、本人・夫がおり、農作業歴は共に20年、年間従事予定日数は共に100日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は申請者の自宅から徒歩で1分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は716.00㎡です。権利取得後は、季節野菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

申請番号3番

経営規模拡大のため、売買により所有権移転するものです。

農業従事者は、本人・妻がおり、農作業歴は40年・31年、年間従事予定日数は300日・200日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は申請者の自動車で1～2分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は490,329.91㎡です。権利取得後は、水稻・ソルゴーの作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

申請番号4番

譲受人の経営規模拡大のため、売買により所有権移転するものです。

農業従事者は、本人・妻・子2名がおり、農作業歴は60年・32年・12年・5年、年間従事予定日数は350日・350日・300日・80日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から自動車で8分

の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は 84,760.76 m²です。権利取得後は、水稻・かぼちゃの作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

申請番号5番

譲受人の新規就農のため、売買により所有権移転するものです。

農業従事者は、本人がおり、農作業歴は0年で、年間従事予定日数は150日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から徒歩で1分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は81.00 m²です。権利取得後は、蔬菜と根菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

申請番号6番

譲受人の新規就農のため、売買により所有権移転するものです。

農業従事者は、本人がおり、農作業歴は0年で、年間従事予定日数は150日あり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から徒歩で1分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は117.00 m²です。権利取得後は、蔬菜と根菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

申請番号7番

譲受人の経営規模拡大のため、無償譲渡により所有権移転するものです。

農業従事者は、本人・父・母がおり、農作業歴は本人30年、父母ともに50年で、年間従事予定日数は150日・100日・50日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から自動車で2分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は907.00 m²です。権利取得後は、栗の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

申請番号8番

譲受人の新規就農のため、無償譲渡により所有権移転するものです。

農業従事者は、本人がおり、農作業歴は自宅の家庭菜園での経験が10年で、年間従事予定日数は100日あり、必要な農作業従事を予定しています。農作業に必要な農機具は所有していません。申請地は居住予定地から徒歩で1分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は104.00 m²です。権利取得後は、季節野菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

申請番号9番

譲受人の新規就農のため、売買により所有権移転するものです。

農業従事者は、本人がおり、農作業歴は0年ですが今後インターネット等で農業を習得する予定です。年間従事予定日数は150日あり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は役員を務める会社から徒歩で1分かつ自宅から自動車で40分の距離にあり、通作に問題はありません。

取得後の経営予定面積は527.00 m²です。権利取得後は、レモンとみかんの作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

申請番号10番

譲受人の経営規模拡大のため、無償譲渡により所有権移転するものです。

農業従事者は、本人・妻がおり、農作業歴は50年・30年、年間従事予定日数は300日・150日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から徒歩で1分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は35,753.47 m²です。権利取得後は、小松菜・茄子・馬鈴薯・さつ

	ま芋の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。 申請番号 11 番 譲受人の経営規模拡大のため、売買により所有権移転するものです。 農業従事者は、本人がおり、農作業歴は 61 年、年間従事予定日数は 200 日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から徒歩で 1 分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は 14, 121. 00 m²です。権利取得後は、水稻の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。 申請番号 12 番 譲受人の経営規模拡大のため、売買により所有権移転するものです。 農業従事者は、本人・妻がおり、農作業歴は 57 年・50 年、年間従事予定日数は 230 日・230 日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から自動車で 2 分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は 54, 960. 53 m²です。権利取得後は、水稻の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。 申請番号 13 番 譲受人の経営規模拡大のため、売買により所有権移転するものです。 農業従事者は、本人・妻がおり、農作業歴は 59 年・53 年、年間従事予定日数は 300 日・250 日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から自動車で 3 分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は 16, 570. 00 m²です。権利取得後は、水稻の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。 申請番号 14 番 譲受人の経営規模拡大のため、売買により所有権移転するものです。 農業従事者は、取締役 2 名と社員 2 名がおり、農作業歴は共に 45 年、年間従事予定日数は共に 300 日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から自動車で 2 分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は 376, 160. 00 m²です。権利取得後は、水稻の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。 申請番号 15 番 譲受人の経営規模拡大のため、売買により所有権移転するものです。 農業従事者は、本人・妻・母がおり、農作業歴は 52 年・43 年・73 年、年間従事予定日数は 250 日・200 日・100 日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から自動車で 3 分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は 226, 432. 00 m²です。権利取得後は、水稻・牧草の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。 以上、申請番号 1 番から 15 番について、許可基準の各号の制限には該当しないことから、許可することを原案といたします。 第 124 号議案の説明を終わります。 事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。 なければただいまから、質疑に入りますが、発言のある方は挙手をお願いします。
議長	
議長	

議長	その他の質問はないようです。 それでは、採決をとりたいと思います。第 124 号議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議長	賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。
議長	つづいて、第 125 号議案農地法第 4 条の規定による許可申請書に対する意見の決定について上程します。 事務局より説明をお願いします。
事務局	第号 125 議案について説明させていただきます。議案書 7 ページをご覧ください。転用 1 件です。議案書 8 ページをご覧ください。 申請者は平成 28 年から営農型太陽光事業を行っております。3 回目の更新を令和 4 年 12 月に一時転用の許可を得て、申請地にて営農型発電設備を設置し、下部農地にて水稻を栽培しながら、発電収入を得ています。 今般の申請期限を迎えるにあたり、引き続き発電事業と水稻栽培を継続するために更新申請をするものです。 現在の農地状況については別図をご覧ください。稲刈り済となります。 始末書添付の記載があります。申請人がガイドラインの変更に伴い、地域計画の協議を行う手続きを失念しておりました。この始末書は申請が遅れたことに対する申し開きとなります。 それでは立地基準の説明となります。農地区分は、区分表の上段、農用地区域内農地に該当します。「一時的な利用かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがない」ものに該当しますので農用地の許可基準を満たします 転用許可の一般基準についてですが、平成 28 年に営農型発電設備設置済で、復元費用等の費用は全額自己資金でまかなう計画です。 当初計画と変わらず水稻栽培を行う予定です。 令和 6 年度に提出された栽培報告書では、申請地で 407 kg 収穫したとありました。 令和 6 年度の 10 a あたりの収穫高の東三河地域の平均は 497 kg であり、この平均単収 8 割は 397.6 kg となるため、更新許可の基準を満たします。 また今後の営農計画においても、地域平均の 8 割以上を収穫が見込まれると知見者からの意見も確認済です。 水稻栽培の経歴も長く、営農型と水稻栽培の事業も 9 年目を終え、今後もの計画も従前と変わらぬ利用と栽培方法予定となるため、排水方法・日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われます。 以上、第 125 号議案 1 件につき、許可相当意見とすることを原案といたします。 説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。
議長	補足等もないようです。ただいまから質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。
議長	特に質問もないようですので、採決を取りたいと思います。
議長	第 125 号議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議長	賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。
議長	つづいて、第 126 号議案の農地法第 5 条の規定による許可申請書に対する意見の決定について上程します。事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、第 126 号議案について説明させていただきます。
議案書 9 ページをご覧ください。所有権移転 4 件です。
議案書 10 ページをお開きください。お手元の農地区分表と許可基準表に沿って概要を説明致します。それぞれの申請者、申請地についてはご覧のとおりとなります。

申請番号 1 番。

売買により、太陽光発電設備設置を目的として転用するものです。

立地基準についてです。農地区分は、区分表の第 2 種農地③「市街地に近接しており、一団農地の規模が概ね 10ha 未満の区域にある農地」と判断しました。「農地以外の土地や第 3 種農地などを確保できなかったこと」から第 2 種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてです。口座残高証明書が添付され、事業実施に必要な資金力を有していると判断しました。土地造成は整地のみで排水方法については、敷地内への浸透を予定しており、小堤、側溝、浸透井を設置して、隣接地への雨水流出を防ぐ対策を講じていますので、被害防除の観点から適切であると考えます。また、他法令も調整中であり、太陽光条例による届出書が提出され、小売電気事業者との売電契約も締結されており、

以上のことから、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われる。

申請番号 2 番。

売買により、駐車場を目的として転用するものです。

立地基準についてです。農地区分は、区分表の第 2 種農地③と判断しました。「住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するもの」であるため第 2 種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてです。口座残高証明書が添付され、事業実施に必要な資金力を有していると判断しました。土地造成は整地のみで、排水はなく、雨水は敷地内浸透を予定しており、被害防除の観点から適切であると考えます。また、他法令については該当がなく整理済です。

以上のことから、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われる。

申請番号 3 番。

売買により、太陽光発電設備設置を目的として転用するものです。

立地基準についてです。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、お手元の農地区分表の最下段、第 2 種農地「上記のいずれにも該当しない農地」と判断しました。「農地以外の土地や第 3 種農地などを確保できなかったこと」から第 2 種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてです。口座残高証明書が添付され、事業実施に必要な資金力を有していると判断しました。土地造成は整地のみで排水方法については、雨水を敷地内への浸透を予定しており、沈砂池を設置して、隣接地への雨水流出を防ぐ対策を講じていますので、被害防除の観点から適切であると考えます。また、他法令も調整中であり、太陽光条例による届出書が提出され、小売電気事業者との売電契約も締結されており、

以上のことから、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われる。

申請番号 4 番。

転用面積が 3,000 m²を超えるため、愛知県農業会議の諮問審議対象となる案件です。それでは説明いたします。

売買により、農業用施設用地として転用するものです。

地権者より農地法上の手続きを行わずに農業用施設用地として利用していたころから、始末書が添付されています。

立地基準についてです。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、お手元の農地区分表の最下段、第 2 種農地「上記のいずれにも該当しない農地」と判断しました。「農地以外の土地や第 3 種農地などを確保できなかったこと」から第 2 種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてですが、譲受人も継続して農業用施設用地として利用したいという考えであるかつ現況是正のための申請であることから、今般の転用計画はやむを得ない規模と考えます。雨水は自然浸透かつ敷地内側溝から調整池へ放流を予定しているため、周辺農地への影響はないものと思われる。

他法令については、都市計画法の開発許可不要であり、国土利用計画法、県民の生活環

	境の保全等に関する条例に該当し、いずれも届出予定となります。 以上のことから、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われます。 以上、第 126 号議案 4 件につき、許可相当意見とすることを原案といたします。 議案の説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。担当地区委員は何か補足等ございませんか。
議長	補足等もないようです。ただいまから、質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
議長	ご発言ありません。採決をとりたいと思います。 第 126 号議案について、原案のとおり許可相当意見として決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議長	賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。
議長	つづいて、第 127 号議案の農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 号各号に基づく農用地利用集積等促進計画に対する要請及び意見の決定について上程します。 事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは第 127 号議案について説明させていただきます。議案書 12 ページをご覧ください。 使用貸借権設定 43 件、賃借権設定 29 件です。耕作者変更である、使用貸借権移転 1 件、賃借権移転 2 件です。はじめに、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画について、意見を求めます。議案書 15 ページをご覧ください。資料のとおりすべて令和 8 年 1 月 1 日付契約開始分であり、詳細は議案書のとおりです。 つづいて、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、地域計画区域外の農地につきましては別途、促進計画に定めることの要請することについて、意見を求めます。 地域計画区域外の農地については、備考欄に記載のとおりです。 なお、地域計画の担当からは、令和 7 年 11 月 20 日付で計画を定めることについて特に意見なしという意見書を頂いています。こちらも詳細は議案書のとおりです。 以上、番号 1 番から 72 番及び耕作者変更につきましては、農用地利用集積等促進計画の内容が、基本方針及び農地中間管理事業規程に適合しており賃貸借権の設定等を受けた後に備える要件を満たしていると考えられますので、第 127 号議案につきましては適当であることを原案とさせていただきます。 以上で説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりました。 担当地区委員から何か補足等はありませんか。
議長	補足等もないようです。ただいまから審議に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
議長	ご発言ありません。採決をとりたいと思います。
議長	第 127 号議案について、原案のとおり要請及び意見の決定について適当であるとする ことに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議長	賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。
議長	つづいて、第 128 号議案の土地改良事業計画（維持管理事業計画）の変更に係る事業参加申し出に対する意見の決定について上程します。 事務局より説明をお願いします。

事務局	それではご議案書 25 ページをご覧ください。 第 128 号議案「土地改良事業計画（維持管理事業計画）の変更に係る事業参加の申し出について」です。 資料については、別添第 128 号議案をご覧ください。 地権者 6 名より、塩瀬地区の土地改良事業に参加するため、土地改良法第 3 条第 1 項第 2 号の規定に基づく申出がありました。 通常、土地改良事業の参加資格は耕作者にあります。賃借権が結ばれた農地などについては、地権者が土地改良事業に参加したいという申出を農業委員会に行い、農業委員会が承認することで土地改良事業への参加資格を耕作者から地権者に交替することができるものになります。 本市ではトラブル防止といった観点からか、地権者が土地改良事業に参加する事務手続きをとっております。 表の右側、旧資格者が現在の耕作者、表の左側、新資格者が地権者です。 参考として現況土地利用図を添付いたしております。今回の塩瀬地区における土地改良事業に参加する土地は何かしらの色が塗ってあります。 県営事業であり、田んぼの圃場整備と区画整理を予定しております。 聞いている話ですと、地権者、耕作者ともに話をした上で、本申出に至っているとのことであるため、特段の支障等はないものと思われることから、第 128 号議案につきましては、承認するを原案といたします。 以上で説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりました。ただいまから、質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
農業委員	耕作者とは誰のことを指しますか。
事務局	農地中間管理事業（利用権設定）をした人のことをさします。
農業委員	資料に書かれている地番は地権者と耕作者の住所ですか。
事務局	そうです。
議長	愛知県が区画整理を認める 1 つの田の規模はどれくらいの面積でしょうか。
事務局	詳しい田の規模につきましては、分かりませんが、以前の農振整備計画の変更における申出書には全体で 11ha だったと記憶しています。
推進委員	土地改良連合会の会議に出席した際に、2 反歩～3 反歩だと伺っています。
事務局	ありがとうございます。
議長	次に報告事項に入ります。 事務局より説明をお願いします。 （議案書のとおり説明。）
議長	説明が終わりました。 報告事項について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。
議長	これらは報告案件でございますので、ご了解をいただきたいと存じます。

議長	以上をもちまして、第 26 回新城市農業委員会総会を閉会いたします。 長時間ありがとうございました。 午後 3 時 2 2 分議長は本会の閉会を宣した。